

愛知県が地域手当を改正しようとする根拠

財政状況

→退職手当債の発行を総務省に認めてもらわなければならない

制度論

→給与実態調査での総務省による指摘事項

総務省による圧力

総務省退職手当債を担当するところ率だけでも国並みに

総務省公務員部

一律支給も支給率も、制度の趣旨を没却したもの

人事委員会の機能強化及び連携方策等に関する検討会報告書（2008. 3）

- 地方公務員給与における地域手当についても、客観的なデータに基づいて設計された国家公務員の制度に則ることとする
- 頻繁に変わることのない地域民間給与の大きな傾向が地域手当に反映され、
- 毎年度の変動が給料表に反映されることが適切
- 毎年生ずる公民較差に対応するために、給料表の見直しを行わず地域手当により調整することは適切ではない
- 地域手当分を織り込んだ給料表を作成することは、地域手当の制度の趣旨を無視することとなるだけでなく、退職手当へのはね返りや国家公務員の給料水準と比較したラスパイレス指数の上昇を招き、住民の理解と納得が得られるものではない

県人事委員会の地域手当に対する考え方（2006.10.10）

- ① 民間賃金のデータを地域別にみると、市町村間の格差はどの統計資料上でも認められるものの、所在する企業数や標本数の問題から数値のブレやバラツキが大き過ぎること、また、ブロック化した場合でも格差に一定の傾向は確認できるものの、統計の種類によって結果が異なるなど、県内地域間格差の指標として用いることの妥当性に問題がある
- ② 一般的な異動は県内の交通事情から転居を伴うことがない
- ③ 民間企業における勤務地域を理由とする給与格差制度の調査の結果では、昨年と同様に格差を設けている企業はほとんど無(い)
- ④ 職員の採用や人事異動等に支障が生じることが予想され、人材の確保への影響(を)懸念
- ⑤ 他府県における地域手当制度の導入状況をみると、支給地域の区分を国よりも大きくとらえ(ている)

以上のことから次のようにする

ア 県内一律 イ 毎年の公民格差を地域手当に反映

現在の人事委員会の問題意識

- 給与構造改革の制度定着時にはその支給割合が国における県内の地域手当の支給状況と大きく異なることになる(2007. 10. 10)
- 地域手当は、民間賃金の地域間格差の長期的な傾向を公務員給与へ反映させるための手当として制度設計されている(2008. 10. 8)
- (他県の状況は)支給地域については…国よりも大きくとらえているものの、支給割合については、…給与構造改革終了後の国の…水準と均衡(2008. 10. 8)
- 地域手当のあり方について見直しが必要であり、その支給割合については国や他の地方公共団体の支給水準を考慮の上、検討する必要がある(2008. 10. 8)